

令和8年度 海田町新規店舗出店等促進補助金 【募集案内】

- ◆ 実績のある事業者の海田町内での新規店舗出店や既存店舗による新業態展開に対し、開業に伴い固定資産台帳に登録される設備投資費用の一部を補助します。

【申請受付期間】

令和8年4月1日（水）～令和8年6月23日（火）

※ 最終日の17時必着

○ 募集案内や申請にかかる各種様式

海田町公式ホームページからダウンロードしてください。

⇒ <https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/35/144731.html>

○ 提出先・問い合わせ先

海田町役場 企画部 資産活用課

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号（海田町役場庁舎3階）

・ 電話：082-823-3152

・ メール：shisan@town.kaita.lg.jp

・ 受付：月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日を除く。

目次

1. 補助金の目的	P3
2. 補助対象者	P3
3. 対象業種	P3
4. 補助対象事業	P3
5. 補助対象経費	P5
6. 補助率・補助限度額	P5
7. 補助事業期間	P5
8. スケジュール（予定）	P5
9. 補助金のスキーム	P6
10. 申請手続きの概要	P6
11. 提出方法	P7
12. 審査	P7
13. 採択	P9
14. 交付決定	P9
15. 変更又は中止の承認申請	P9
16. 事業報告・補助金の交付	P9
17. 財産の処分	P10
18. 交付決定の取消し及び補助金の返還	P10
19. 関係書類の保存期間	P10
20. 個人情報の管理	P11
21. 事業状況調査への協力をお願い	P11

1. 補助金の目的

海田町新規店舗出店等促進補助金は、実績のある事業者による町内での新規店舗出店や既存店舗による新業態展開を支援し、町民生活の利便性と町のブランド力の向上を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

本補助金の対象者は、以下の（１）～（５）の全てを満たしている必要があります。

(1) 創業3年以上の事業実績を有するもの※ ※所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出または会社法（平成17年法律第86号）第911条から第914条及び組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条に既定する設立の登記を令和5年3月31日以前に完了していること
(2) 補助事業完了後、3年以上町内で事業を継続予定であるもの
(3) 国税及び地方税を滞納していないもの
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可を受ける対象でないもの並びに第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者でないもの
(5) 海田町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないもの

3. 対象業種

日本標準産業分類の「小売業（中分類56～60）」又は「飲食サービス業（中分類76～77）」に該当する業種を行う者

※可動式店舗、自動販売機による小売業と同等の無人営業及び宿泊業を除く。

業種	日本標準産業分類において分類された業種区分
小売業	各種商品小売業（中分類56） 織物・衣類・身の回り品小売業（中分類57） 飲食料品小売業（中分類58） 機械器具小売業（中分類59） その他小売業（中分類60）
飲食サービス業	飲食店（中分類76） 持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類77）

4. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内において実店舗を新た

に開業する事業又は既存店舗において新たな業態を展開する事業であって、以下の要件すべてを満たす事業であることが必要です。

- (1) 町民生活の利便性と町のブランド力の向上を図ることに資する事業
- (2) 海田町における地域課題（※1）の解決を目指す社会的事業（※2）
- (3) 事業計画書のとおり、事業を継続することが見込まれる事業
- (4) デジタル技術を活用し生産性の向上・新市場開拓・成長を目指す事業（※3）

※1 地域課題の分野

- ・生活の安心・安全
- ・生活の利便性の向上
- ・子育て支援
- ・観光、まちづくり推進そのほか地域の魅力向上
- ・環境、エネルギー
- ・健康、医療
- ・その他地域の課題と認められるもの

※2 社会的事業の要件（①～③をすべて満たすこと）

- ①地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
- ②提供するサービスの対価として得られる収益によって自立的な事業の継続が可能であること（事業性）
- ③地域の課題に対し、地域における課題解決に資するサービスの供給が求められていること（必要性）

※3 生産性の向上・機会損失の解消や顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していることは必須とする。

【対象となるデジタル技術の例】

- (1) 生産性の向上
 - ・RPA、AI-OCR
 - ・クラウド型業務管理ツール
- (2) 機会損失の解消
 - ・AI チャットボット
 - ・オンライン予約システム
 - ・既存のツールを含む SNS や Web サイトでの情報発信
- (3) 顧客の利便性の向上
 - ・キャッシュレス決済の導入
 - ・多言語対応 AI 翻訳
 - ・Wi-Fi 環境整備 等

5. 補助対象経費

補助事業の実施のために必要となる設備投資にかかる経費で、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費で、補助対象者の**固定資産台帳に登録する償却資産※の取得価額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）**に限りませす。

※地方税法（昭和25年法律第225号）に基づく償却資産として申告されるもの

(2) 交付決定日以降、補助事業期間内の契約・発注による発生した経費

※交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は対象です。

- (3) 同一経費について国、県その他の団体から補助金等の交付を受けていない経費

6. 補助率・補助限度額

補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1に相当する額以内とし、上限200万円です。（千円未満端数切り捨て）

※交付確定後精算払いします。

7. 補助事業期間

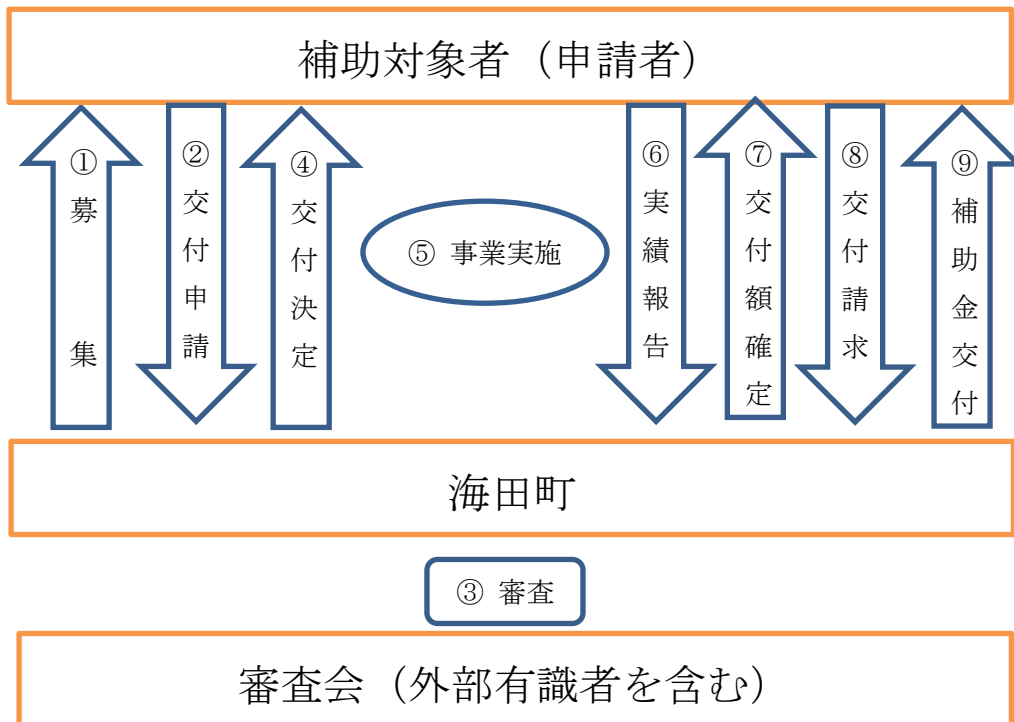
補助事業期間は、**交付決定日から令和9年3月31日まで**となります。

※交付決定は7月中を予定していますが、交付申請の内容等によって日数を要する場合があります。交付決定日より前に事業を開始すると、補助金の交付を受けることができませんので、補助事業を開始する時期は、十分に余裕を持って計画してください。

8. スケジュール（予定）

時 期	手続き等
令和8年3月下旬	募集案内掲出
4月1日～6月23日	募集期間（申請受付期間）
令和8年7月中旬	審査
令和8年7月下旬	交付決定
～令和9年3月末	補助事業の実施
～令和9年4月下旬	実績報告書等の提出
～令和9年5月末	補助事業の内容や経費の内容について検査・確認を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を交付。

9. 補助金のスキーム



- ① 令和8年4月1日（水）より募集を開始します。
- ② 町への申請期限は6月23日（火）です。
- ③ 申請書の提出時及び審査会にて、事業内容の聞き取り・内容審査を実施します。
- ④ 補助金交付の可否を通知します。
- ⑤ 交付決定前に支払った経費は、補助対象外です。
- ⑥ 事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。
- ⑦ 実績報告書の内容をもとに交付額を確定し、通知します。
- ⑧ 請求書に必要事項を記入し、押印の上、ご提出ください。
- ⑨ 口座振込により支払います。

※事業計画を途中で変更又は中止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。必ず事前に町に相談してください。

10. 申請手続きの概要

次の書類等を提出してください。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業者概要書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支計画書（様式第4号）

- (5) 設備投資計画一覧（様式第5号）
 - (6) 誓約書兼同意書（様式第6号）
 - (7) 住民票 ※個人事業主の場合
 - (8) 個人事業の開業届出書等の写し ※個人事業主の場合
 - (9) 履歴事項全部証明書 ※法人の場合
 - (10) 補助事業の実施に関連して必要な許認可証等の写し ※該当の方のみ
 - (11) 国税及び地方税の納税状況が確認できる書類（納税証明書等）
- ※（7）～（11）については、必要に応じて提出を求める場合があります。

11. 提出方法

提出書類は、海田町役場資産活用課まで郵送又は申請者本人が持参してください。

募集期間最終日の17時までには受付できるように余裕をもって提出してください。時間を過ぎますと受付できませんのでご注意ください。

なお、郵送の際には、封筒等の表面に「令和8年度海田町新規店舗出店等促進補助金申請書類在中」と朱書きしてください。

※1：郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法で送付してください。なお、「FAX」や「電子メール」などによる提出は受付できません。

※2：提出された書類については、「20. 個人情報の管理」に基づき、厳正な管理を行います。なお、特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど申請者ご自身の責任で対応してください。

※3：審査は募集期間内に提出された書類により行いますので、書類の差し替え、追加提出、訂正等には応じられません。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※4：提出された書類は返却いたしません。

12. 審査

事業内容について審査を行い、採択する事業（補助金の交付対象とする事業については、補助事業として認定）を決定します。

なお、審査における主な着眼点は以下のとおりです。

(1) 主な着眼点

審査項目	審査基準
必要性 社会性	【事業に取り組もうとする背景・きっかけ】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における社会課題・地域課題が具体的かつ明確に示されているか。 ・ 課題の背景や要因が適切に整理されているか。

	<p>【事業の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を踏まえ、事業の目的や目指す姿が明確に示されているか。 ・課題に対して適切に対応した内容になっているか。
	<p>【望まれる効果・地域への貢献について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により、地域社会や住民生活、地域経済への効果が期待できるか。 ・地域に対する貢献や価値の創出が見込まれるか。
事業性	<p>【事業の内容・仕組み等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容や実施方法、サービス提供の流れが具体的かつ明確に示されているか。 ・収益構造が整理されており、事業として成立する仕組みとなっているか。
	<p>【事業の特色・他社との差別化のポイント等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似事業と比較した際の特徴や優位性が認められるか。 ・商品・サービスの新規性や選ばれる理由が明確であるか。
	<p>【市場規模について・どのようなニーズに対応するか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定する顧客層が明確であり、ニーズを適切に捉えているか。 ・一定の需要が見込まれる内容となっているか。
	<p>【集客方法・顧客との関係構築方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客獲得の方法が具体的かつ実現可能であるか。 ・継続的な利用につなげる仕組みが示されているか。
	<p>【売上金額・利用者数の見込とその根拠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上金額や利用者数の見込みが具体的に示されているか。 ・その根拠が合理的であり、収支の見通しが成り立っているか。
	<p>【代表者の経験・経歴等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に関連する地域や経験を有しているか。 ・事業を実施するにあたり十分な意欲・適正が認められるか。
実施体制・実行力	<p>【地域の協力者等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域事業者や関係機関との連携体制が構築されているか。 ・事業実施にあたり有効な協力関係が見込まれるか。
	<p>【今後の雇用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施・成長に伴う雇用創出が見込まれるか。 ・地域経済への波及や事業の発展性が期待できるか。
	<p>【デジタル技術の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用により、生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性向上が図られる内容か。

(2) ヒアリングの実施について

審査の一環として、申請者のヒアリングの実施を予定しています。ヒアリングの実施日程等については、別途資産活用課から申請者へ連絡を行います。

なお、ヒアリングについては、申請者本人の出席が必要ですので、あらかじめご承知おきください。

(3) その他

- ・ 審査方法に関するお問い合わせには、一切応じかねます。
- ・ 提出書類作成、送付等にかかる費用は申請者の自己負担となります。
- ・ 申請者が行う事業が主に地域課題を解決するものである場合、一定の配慮を行います。

13. 採択

審査の結果は、申請者全員に文書で通知します。

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねます。

なお、採択された方については、海田町公式ホームページにおいて、法人名・代表者名（屋号、個人名）、事業テーマ名、事業計画の骨子などを外部に公表することがありますので、あらかじめご承知おきください。

14. 交付決定

補助金の交付決定額、補助事業期間等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書（様式第7号）により通知します。なお、交付決定通知書により通知する交付決定額は、申請時の補助金申請額より減額となる場合がありますので、ご注意ください。

※通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が予定を超えた場合にあっても、決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

15. 変更又は中止の承認申請

補助事業の内容の変更又は中止について、以下に該当する場合は、変更（中止）承認申請書（様式第9号）及び変更（中止）設備投資一覧（様式第10号）を提出してください。

- (1) 補助対象事業を大幅に変更する場合
- (2) 補助対象経費総額の20%以上の額を減額する場合
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業の遂行が困難になった場合

16. 事業報告・補助金の交付

補助事業の完了の日から起算して1カ月を経過した日又は令和9年4月30日のいずれ

か早い日までに、次の書類等を提出していただきます。実施した補助事業の内容や経費の内容について検査・確認を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。

- (1) 実績報告書（様式第12号）
- (2) 事業報告書（様式第13号）
- (3) 収支決算書（様式第14号）
- (4) 設備投資取得一覧（様式第15号）
- (5) 当該設備等の取得価額及び支払いを確認できる書類（請求書、領収書等）
- (6) 当該設備等が固定資産台帳その他これに準ずる帳簿に記載されていることが確認できる書類

※1：補助金の交付には、事業実績報告書の提出後、報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

※2：補助金の経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

※3：1か月以上活動したことがわかる書類等の提出を求めることがあります。

17. 財産の処分

補助事業において取得した財産については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過するまでは、町長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供しないでください。財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書（様式第18号）を提出する必要があります。

18. 交付決定の取消し及び補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は交付決定の一部を取り消すことがあります。

- (1) 補助対象者要件及び補助事業に違反した場合
- (2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (3) 補助事業の完了後、やむを得ない理由がなく3年以内に事業を中止又は廃止した場合
- (4) 補助事業の完了後、やむを得ない理由がなく3年以内に町外へ移転した場合
- (5) 補助事業に係る財産を処分等した場合
- (6) 固定資産課税台帳その他関係資料により確認した結果、補助対象経費又は補助金額の算定となる事項に相違が認められた場合
- (7) その他海田町新規店舗出店等促進補助金交付要綱に反した場合

19. 関係書類の保存期間

補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等は補助事業完了後5年間保存する必要があります。

20. 個人情報の管理

補助金への申請に係る提出書類により海田町が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ 本補助金における補助事業者の審査・選考・事業管理のため
- ・ 採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・ 申請情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

21. 事業現況調査への協力をお願い

補助金を申請した年の「翌年から3年間」は、次の書類を提出していただく必要があります。

- (1) 事業現況報告書(様式第22号)
- (2) 直近1年間の売上金額の分かるもの(決算書の写し等)

例：R8年度に最後の補助金申請(事業年度が1月～12月の場合)

→R9～R11の決算書等に基づく売上高等を報告していただきます。

※補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがありますので、ご協力ください。